

軽油はもっと安くなる。

知ってる人は 知っている。

軽油が
32.1 円/ℓ
安くなります。

免税軽油を活用しましょう。

農業用に使われる軽油について、
免税証を提示することで
軽油引取税が免除されます。

免税証 交付申請

（農林水産省 農産物運搬用軽油引取税の賦課徴収に関する通知）

1

2

3

4

免税軽油
使用開始の
交付申請

免税軽油
使用開始の
変更

免税証の
交付申請

免税証の
変更

職業を営むあなたへお得な情報

知って得する!

免税軽油

1リットルあたり
32.1円 免税!



JA-SS
免税軽油O&A

冬は寒いので使っている軽油の量はいつもより多くなります。冬は1リットルあたり32.1円(税込)の軽油が1リットルあたり32.1円(免税)で使えます。冬は1リットルあたり32.1円(免税)の軽油が1リットルあたり32.1円(税込)で使えます。冬は1リットルあたり32.1円(免税)の軽油が1リットルあたり32.1円(税込)で使えます。



冬は寒いので使っている軽油の量はいつもより多くなります。冬は1リットルあたり32.1円(税込)の軽油が1リットルあたり32.1円(免税)で使えます。冬は1リットルあたり32.1円(免税)の軽油が1リットルあたり32.1円(税込)で使えます。冬は1リットルあたり32.1円(免税)の軽油が1リットルあたり32.1円(税込)で使えます。

手続きの流れ

都道府県学校事務課長

免税軽油使用申請書の提出

免税軽油使用申請書の交付

先払戻金の申請交付

免税証の交付

先払戻金の手続き完了

免税証の提出

先払戻金の提出

先払戻金の提出

先払戻金の提出

先払戻金の提出

先払戻金の提出

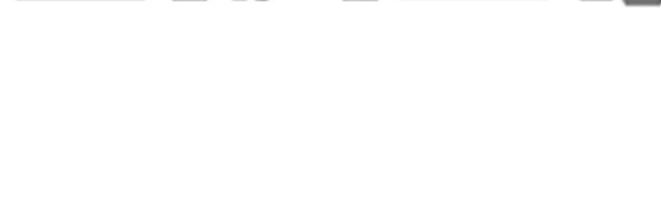
先払戻金の提出

先払戻金の提出

先払戻金の提出



手続きは以下のような流れです!



農家の皆様へお得なお知らせです！！

免税軽油を申請すると1ℓあたり**32.1円軽油が割引**になります。是非、この機会にご利用ください。

申請方法 ジェイエイサービス柏崎、最寄りの給油所で申し込みできます。

ご用意いただくもの

- ・ 耕作証明書（市の農業委員会）
（令和6年度1月15日以降発行のもの）
- ・ 販売証明書（農機具等の販売店）もしくは、農機具の写真またはカタログ
- ・ 手数料（財務事務所への申請料 収入証紙代）
¥450（現金でお願いします。）
- ・ 認印（法人の方は法人の代表印）

法人の場合は下記も必要

- ・ 法人の定款及び謄本（最新のもの）

お問い合わせ先
(株)ジェイエイサービス柏崎
燃料センター 22-8510
柏崎市大字安田1513番地
担当者 藤澤、菊地